

福岡県労働委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則

福岡県労働委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則を制定し、ここに公布する。

令和五年三月三十一日

福岡県労働委員会会長 徳 永 響

福岡県労働委員会規則第一号

福岡県労働委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則

個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、個人情報保護の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）及び福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年福岡県条例第四十三号）の施行に関し福岡県労働委員会が保有する個人情報保護等について必要な事項については、福岡県個人情報の保護に関する法律施行細則（令和五年福岡県規則第十五号）の規定の例による。

附 則

施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

福岡県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の廃止）

2 福岡県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成十七年福岡県労働委員会規則第四号）は、廃止する。